

お客様各位

2021年4月1日

〔飯網カード協同組合発行の
商品券の払戻しのお知らせ〕

長年ご愛顧いただきました飯網カード協同組合発行の商品券の利用廃止に伴い、「資金決済に関する法律20条第1項」に基づき払戻しをいたしますので、下記の期間・営業時間内にご持参の上、お申し出いただきますようお願い申し上げます。



申出期間
令和3年
4月 1日(木)～
6月30日(水)まで

※申出期間中に申出がない場合、当該払戻しの手続きから除斥されますのでご注意願います。

- <申出の方法> 原則持参 ※近隣でない方、足の悪い方、車等の交通手段の無い等、諸事情により郵送でも受付可能といたしますが事前のご相談をお願いいたします。郵送料は当組合で負担いたします。
- <払戻し方法> 現金・振込 ※払戻し金額に応じて振込とさせていただく場合がございます。その際の振込手数料は当組合で負担いたします。

お問合せ先

(払戻し受付先)

飯網カード協同組合事務局

〒389-1211 長野県上水内郡飯綱町牟礼 2795-5 飯綱町商工会内

Tel:026-253-3310 Fax:026-253-8152

<受付時間：午前9時から午後5時 (土・日・祝祭日を除く)>